3. 環境管理組織

（2025 年 4 月 1 日現在）

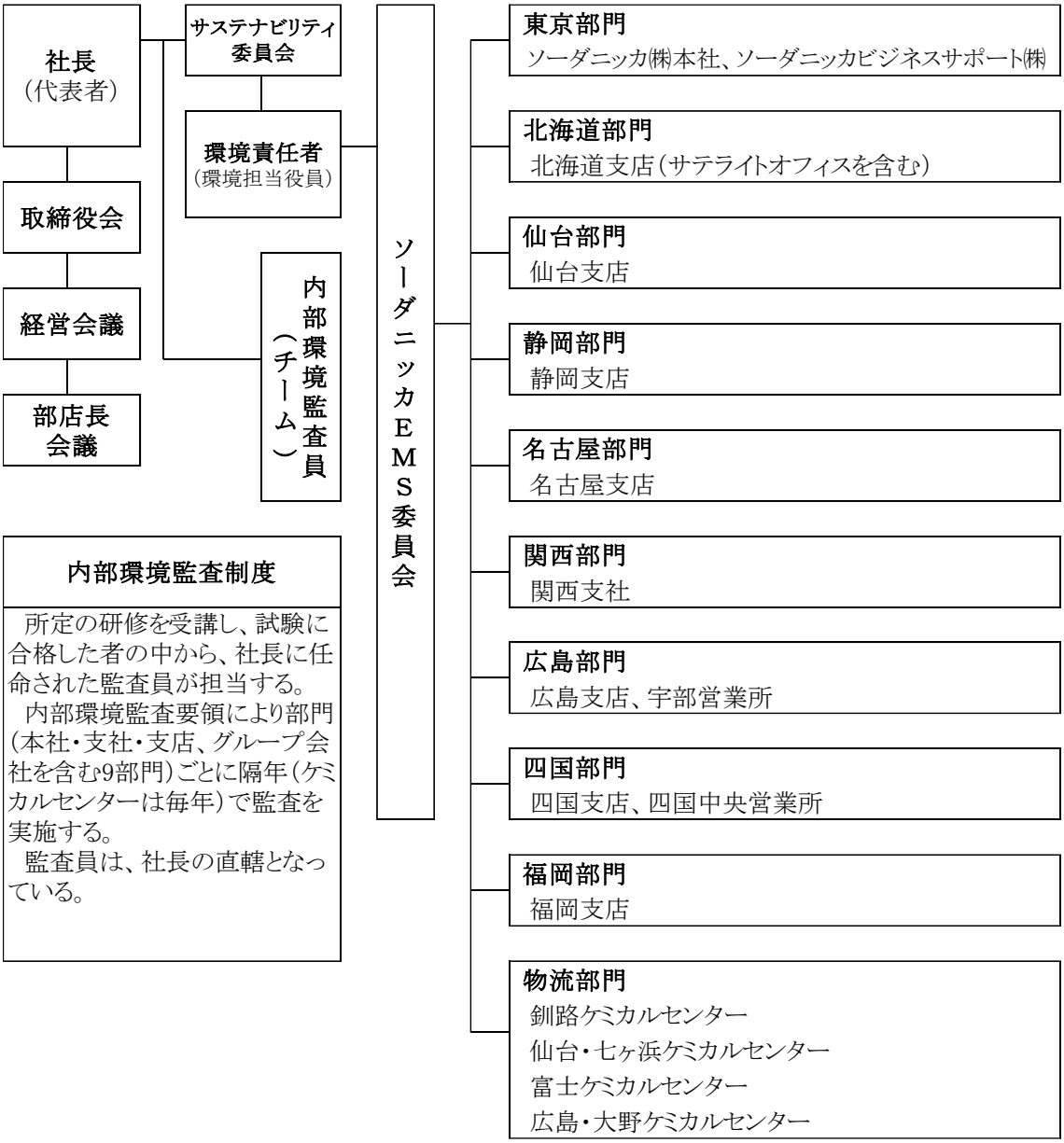

内部環境監査制度

所定の研修を受講し、試験に合格した者の中から、社長に任命された監査員が担当する。

内部環境監査要領により部門（本社・支社・支店、グループ会社を含む9部門）ごとに隔年（ケミカルセンターは毎年）で監査を実施する。

監査員は、社長の直轄となっている。